

令和6年度

下妻市

市税ガイドブック



目 次

- 1 個人住民税 P, 2~
- 2 法人市民税 P, 6
- 3 軽自動車税 P, 7~8
- 4 固定資産税 P, 9~10
- 5 市たばこ税 P, 10
- 6 入湯税 P, 10
- 7 税の証明関係 P, 11
- 8 Q & A P, 12~13
- 9 お問い合わせ先 P, 14

1 個人住民税

この税金は、市の行政に必要な経費を市民の皆さんの収入に応じて負担していただくものです。個人市民税と個人県民税を合わせて一般に**個人住民税**とよばれています。

納める人

個人市民税には**均等割**と**所得割**があり、その年の1月1日に市内に住所のある個人が納めます。

非課税

次のいずれかに該当する場合には、課税されません。

所得割及び均等割 非課税	<ul style="list-style-type: none">1月1日現在生活保護法による生活扶助を受けている方障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の方前年中の合計所得金額が次の算式で計算した金額以下の方 (※) $28\text{万円} \times (\text{控除対象配偶者・扶養親族の数} + 1) + 26\text{万8千円}$ ※扶養親族がいない場合は38万円以下の方
所得割のみ非課税	<ul style="list-style-type: none">前年中の総所得金額等が次の算式で計算した金額以下の方 (※) $35\text{万円} \times (\text{控除対象配偶者・扶養親族の数} + 1) + 42\text{万円}$ ※扶養親族がいない場合は45万円以下の方

申告

前年1年間の所得について、3月15日までに、その年の1月1日現在の住所地の市町村役場へ、個人住民税の申告をします。ただし、給与所得や公的年金所得だけの方などは申告の必要がない場合もあります。

なお、所得税の確定申告書を提出した方は、個人住民税の申告書の提出は必要ありません。この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄の該当事項を必ず記載してください。

納税

1 紙与所得者（特別徴収）

6月から翌年5月までの12回に分けて給与の支払者が毎月の給与から差し引いて納めます。

給与を支払う際に所得税の源泉徴収をしている給与支払者は、個人住民税（市民税+県民税）についても特別徴収の義務があります。（地方税法第321条の4）

2 公的年金所得者（特別徴収）

4月、6月、8月、10月、12月及び翌年の2月に支給される年金から差し引いて、年金支払者が納めます。

※4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得にかかる住民税を納める義務がある方が対象です。

3 上記1及び2以外の所得者（普通徴収）

下妻市から送られる納税通知書によって通常6月、8月、10月及び翌年1月の4回に分けて納めます。

納める額

《均等割》

所得金額にかかわらず定額で課税されます。

均等割	内訳
6,000 円	市民税均等割 3,000 円
	県民税均等割 2,000 円
	森林環境税 (注) 1,000 円

(注) 森林環境税

森林環境税とは、令和 6 年度から市町村において、個人住民税均等割と併せて 1 人年額 1,000 円が課税される国税です。その収税の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ按分し譲与されます。

《所得割》

前年中の所得に対して課税されます。

$$\text{納付税額} = \text{課税総所得金額} (\text{前年中の総所得金額} - \text{所得控除}) \times \text{税率※2} - \text{税額控除額※3}$$

※1 課税総所得金額とは？

所得の種類ごとに、収入金額から必要経費又は法律で定められた一定の控除額（給与所得控除、公的年金控除など）を控除した金額を「所得金額」といいます（所得金額の合計が「総所得金額」です）。

総所得金額から各種所得控除（注）を行った金額が、「課税総所得金額」となります。

退職所得等については、他の所得と区分して、個別にそれぞれ決められた方法で税額を計算します（分離課税）。

(注) 所得控除の詳細はこちら



※2 税率

10% (市民税 6% 県民税 4%)

※3 税額控除

税額控除とは、税額を算出した後にその税額から差し引く額のことで、個人住民税には調整控除、住宅ローン控除、寄附金税額控除、配当控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、外国税額控除などがあります。

*調整控除

基礎控除や扶養控除などの人的控除額は、所得税より個人住民税の方が低く定められているため、同じ収入を有していても、課税所得金額は個人住民税の方が大きくなります。このため、税源移譲に伴い、単純に個人住民税の税率を引き上げ、所得税の税率を引き下げた場合、負担増が生じることになります。「調整控除」は、この人的控除額の差に基づき生じる負担増を調整するため、個人住民税から下表の額を控除するものです。

区分	控除額
合計課税所得金額 200 万円以下の場合	①または②のいずれか少ない金額の 5%(市民税 3%、県民税 2%) ①所得税との人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額
合計課税所得金額 200 万円超の場合	【所得税との人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200 万円)】×5%(市民税 3%、県民税 2%) ※この金額が 2,500 円未満の場合は、2,500 円とします。

※合計所得金額 2,500 万円超の場合、調整控除の適用がなくなります。

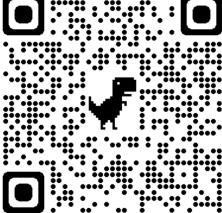
*住宅ローン控除

前年分の所得税において住宅ローン控除を適用し、控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の個人住民税で控除されます。

$$\boxed{\text{個人住民税の}} \quad = \quad \boxed{\text{所得税の}} \quad - \quad \boxed{\text{住宅ローン控除適用前の}} \\ \boxed{\text{住宅ローン控除額}} \quad \quad \quad \boxed{\text{住宅ローン控除可能額}} \quad \quad \quad \boxed{\text{前年の所得税額}}$$

所得税の住宅ローン控除についての詳細は国税庁 HP をご覧ください。

国税庁 HP
一般住宅の新築をした場合(住宅借入金等特別控除)



*寄附金税額控除

都道府県・市区町村等に対する寄附金のうち、2,000 円を超える部分について、住民税額から控除するものです。

個人住民税の寄附金税額控除の対象寄附金	
1	都道府県・市区町村に対する寄附金（いわゆる「ふるさと納税」）
2	茨城県共同募金会及び日本赤十字社茨城県支部に対する寄附金
3	茨城県県税条例で指定されている寄附金 →所得税の寄附金控除の対象寄附金(①財務大臣が指定した寄附金②特定公益増進法人（独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人(所轄庁の証明を受けているもの)、社会福祉法人、更生保護法人)に対する寄附金③特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭④認定 NPO 法人に対する寄附金)のうち、次に掲げるもの (1) 県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金 (2) 茨城県知事又は茨城県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行うものとされた公益信託の信託財産とするために支出した金銭 (3) 県内に従たる事務所のみ有する学校法人及び社会福祉法人に対する寄附金
個人住民税の寄附金税額控除の控除額の算出方法	
都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）は、次の 1 と 2 の合計金額を税額から控除。それ以外の寄附金は、次の 1 のみを税額から控除。	
1	(寄附金額 - 2,000 円) × 10% (市民税 6%、県民税 4%)
2	(寄附金額 - 2,000 円) × {(90% - 所得税の限界税率 0~45%) × 1.021}
※	1 の寄附金額は、総所得金額の 30%を限度
※	2 の額は、個人住民税所得割の 2 割を限度

(注)寄附金税額控除の適用を受けるためには、所得税の確定申告をする必要があります。なお、一定の条件を満たす方を対象として、確定申告を不要とする「ふるさと納税ワンストップ特例制度」があります。

*定額減税（令和6年度のみ）

物価高への一時的な措置として、納稅合計所得金額が1,805万円以下の場合、令和6年度の個人住民税の所得割の額から一定の税額を控除します。

減税額

1万円×（本人+扶養家族及び控除対象配偶者の人数）

対象者

令和6年度住民税所得割の納稅義務者で合計所得金額が1805万円以下の方

※住民税非課税又は均等割額のみ課税される方は対象外

減税額

1万円 + 控除対象配偶者（※）又は扶養親族（国外居住除く）1人につき1万円

※控除対象配偶者以外の同一配偶者の場合は令和7年度住民税から減税

減税方法

令和6年度住民税所得割額から減税します。各徵收方法（給与特別徵收、普通徵收、年金特別徵收）において実施します。

【給与特別徵收】

6月分は住民税を徵收せず、定額減税後の税額を7月から翌年5月の11か月に分割して徵收します。

※定額減税の対象とならない方については、通常どおり令和6年6月から徵收開始となります。

【普通徵收（納付書または口座引落払い）】

第1期分（6月）から定額減税を行い、控除しきれない場合は第2期以降で順次控除を行います。

【年金特徵（年金天引き）】

○令和6年度から年金天引きとなる方（年金天引き初年度の方）

普通徵收（納付書または口座引落払い）の第1期分（6月）から定額減税を行い、控除しきれない場合は第2期以降で順次控除を行います。

○年金天引きが継続（前年度から継続）となる方

本徵收（10月分）から定額減税を行い、控除しきれない場合は12月以降で順次控除を行います。

※仮徵收（4月、6月、8月）では定額減税を行いません。

※2以上の徵收方法に該当する方や、年度途中で徵收方法等が変更になる方は、上記の方法と異なる場合があります。

2 法人市民税

この税金は、会社などの法人も、個人（自然人）と同様に財産を持ったり、生産や販売などといった活動をしていることから、市の行政に必要な経費を個人と同様に広く負担していただくものです。自ら税額を計算して申告し、納税する制度となっています。

納める人

法人市民税には均等割と法人税割があり、市内に事務所や事業所がある法人などが納めます。

法 人	均等割	法人税割
市内に事務所又は事業所（本店・支店・工場など）を設けている法人	○	○
市内に寮・宿泊所・クラブ・保養所・集会所などのみを設けている法人	○	—
市内に事務所、事業所、寮等を有する、 法人でない社団又は財団	収益事業を営むもの	○
	収益事業を営まないもの	—
非課税に該当しない公益法人など	収益事業を営むもの	○
	収益事業を営まないもの	○

※○は申告義務があることを表しています。

非課税

次の法人に課税されません。

- 1 国、非課税独立行政法人、都道府県、市町村、地方公共団体の組合など
- 2 収益事業を営まない、一部の公益法人等（日本赤十字社、社会福祉法人、宗教法人、学校法人など）や労働組合など

納める額

《均等割》

法 人 等 の 区 分		標 準 税 率 (年 額)
資 本 金 等 の 額	従 業 者 数	
50 億円超	50 人超	300 万円
	50 人以下	41 万円
10 億円超 50 億円以下	50 人超	175 万円
	50 人以下	41 万円
1 億円超 10 億円以下	50 人超	40 万円
	50 人以下	16 万円
1 千万円超 1 億円以下	50 人超	15 万円
	50 人以下	13 万円
1 千万円以下	50 人超	12 万円
	50 人以下	5 万円

《法人税割》

	平成 26 年 9 月 30 日以前に開始する事業年度	平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間に開始する事業年度	令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度
税率	14.7%	12.1%	8.4%

3 軽自動車税

《種別割》

納める人

4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者

納める額

単位：円

車種内容			(年)税額	旧税額	重課税率	グリーン化特例（軽課税率）		
						【令和6年度】		
						25%軽減(1)	50%軽減(2)	75%軽減(3)
原付	一種 (50cc 以下)		2,000					
	二種 (90cc 以下)		2,000					
	二種 (125cc 以下)		2,400					
	特定小型		2,000					
	ミニカー (50cc 以下)		3,700					
軽自動車	二輪 (125cc超 250cc以下)		3,600					
	三輪		3,900	3,100	4,600	3,000	2,000	1,000
	四輪	乗用 (自家用)	10,800	7,200	12,900	—	—	2,700
		貨物 (自家用)	5,000	4,000	6,000	—	—	1,300
		乗用 (営業用)	6,900	5,500	8,200	5,200	3,500	1,800
		貨物 (営業用)	3,800	3,000	4,500	—	—	1,000
	ボートトレーラー		3,600					
二輪の小型自動車			6,000					
小型特殊自動車	農耕作業用	二輪	2,000					
		四輪	1,000cc 以下	3,000				
			1,000cc 超	3,900				
	その他		5,900					

(1) 25%軽減

乗用（営業用）：平成17年排出ガス基準75%低減達成又は平成30年排出ガス基準50%低減達成、
かつ令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準70%達成車

(2) 50%軽減

乗用（営業用）：平成17年排出ガス基準75%低減達成又は平成30年排出ガス基準50%低減達成、
かつ令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準90%達成車

(3) 75%軽減

電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス基準10%低減又は平成30年排出ガス規制適合)

※(1)・(2)について、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

※(1)・(2)・(3)すべて、令和5年4月1日～令和6年3月31日までに新車新規登録された軽自動車で上記の基準を満たす車両に限り、適用されます。

○ (年)税額：平成27年4月1日以降に新車新規登録された車両

○ 旧税額：平成27年3月31日までに新車新規登録し、登録後13年経過していない車両

○ 重課税率：4月1日を基準とし、新車新規登録から13年経過した車両

《環境性能割》

令和元年 10 月 1 日以降、自動車取得税の廃止に伴い、導入されました。

納める人

4 月 1 日以後に軽自動車（新車・中古車を問わない）を取得した者

納める額

税額は、取得価格に以下の税率をかけた額です。

区分	税率	
電気軽自動車	自家用	非課税
燃料電池車		
天然ガス軽自動車(平成 30 年排出ガス保安基準適合又は平成 21 年排出ガス基準 10% 低減達成車)	営業用	非課税
★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 80% 達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車	自家用	
★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 70% 達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車	営業用	1%
★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 60% 達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車	自家用	0.5%
★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 60% 達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車	営業用	2%
上記以外の車	自家用	1%
	営業用	

※★★★★：平成 30 年排出ガス基準から 50% 低減又は平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成車

免税点

取得価額が 50 万円以下

4 固定資産税

納める人

1月1日現在で下妻市に土地、家屋、償却資産を所有する人

非課税

- 1 国や地方公共団体等（人的非課税）
- 2 公衆用道路、墓地、用悪水路、堤、学校、保育所等（物的非課税）

納める額

税額 = 課税標準額 × 税率 (1.4%)

課税標準

- 1 1月1日現在の固定資産の価格

(固定資産評価基準により評価され、固定資産課税台帳に登録されている価格)

- 2 土地、家屋については、原則として3年に1度、評価替えを行います。

課税標準の特例

- 1 小規模住宅用地（住宅が建っている土地のうち1戸当たり200m²までの部分）

(1) と (2) のうちいずれか低い額

(1) 今年度の評価額×1/6

(2) 前年度の課税標準額+今年度の評価額×1/6×5%

(ただし、今年度の評価額×1/6の20%を下回る場合は20%とする)

- 2 一般住宅用地（小規模住宅用地以外の住宅用地）

(1) と (2) のうちいずれか低い額

(1) 今年度の評価額×1/3

(2) 前年度の課税標準額+今年度の評価額×1/3×5%

(ただし、今年度の評価額×1/3の20%を下回る場合は20%とする)

- 3 商業地等の宅地（住宅以外の建物が建っている土地など）

下表の負担水準に応じた額

区分	負担水準	課税標準額の求め方
商業地等	70%超え	今年度の評価額×70%
	60%以上 70%以下	前年度の課税標準額を据え置き
	60%未満	前年度の課税標準額+今年度の評価額×5% (ただし、今年度の評価額×60%を上回る場合は60% 今年度の評価額×20%を下回る場合は20%とする)

負担水準=前年度の課税標準額／今年度の評価額×100 (%)

- 4 農地（田・畠）

(1) と (2) のうちいずれか低い額

(1) 今年度の評価額

(2) 下表の負担水準に応じた額

区分	負担水準	課税標準額の求め方
農地	90%以上	前年度の課税標準額×1.025
	80%以上 90%未満	前年度の課税標準額×1.05
	70%以上 80%未満	前年度の課税標準額×1.075
	70%未満	前年度の課税標準額×1.10

負担水準=前年度の課税標準額／今年度の評価額×100 (%)

免税点

市内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が、下表の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	家屋	償却資産
30万円	20万円	150万円

納 税

市から送られる納税通知書によって、下妻市が条例で定める納期（4月・7月・11月・12月の年4回）までに納めます。

※市内で建物を新築・解体などをした際は、市役所税務課固定資産税係まで必ず申告してください。

5 市たばこ税

卸売販売業者などが小売店にたばこを売り渡すときにかかります。

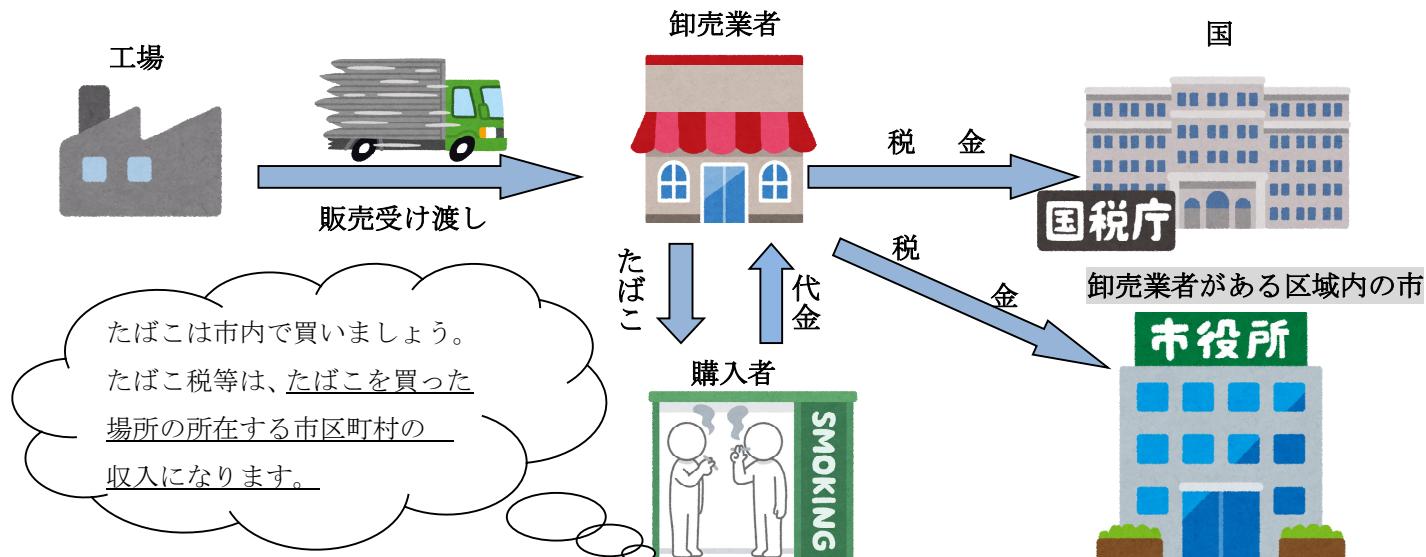
この税金は、皆さんが買ったたばこの代金に含まれていますので、実質的には、たばこの購入者が負担していることになります。

納める人

卸売販売業者等（日本たばこ産業（株）、たばこ輸入業者、卸売販売業者）

納める額

1,000本につき 6,552円



6 入湯税

鉱泉浴場に入るときにかかります。

鉱泉浴場の経営者が、入湯客から入湯税を徴収し市に納めます。

納める人

入湯客

納める額

1人1日 150円

7 税の証明関係

種類	名称	申請に必要なもの	1件・1通当り
閲覧	地番図	閲覧場所の地番	300円
諸証明	固定資産評価（土地／家屋） 固定資産公課（土地／家屋） 所得・児童手当用所得 課税・非課税 納税 公租公課	・本人確認書類(注) ・代理申請の場合は、委任状(市内在住で同居 同世帯の親族の場合は、必要ありません。) ・法人分で代表者本人が申請する場合は、代表 者印 ・法人分で代理人申請の場合は、代表者印が押 印してある委任状 ・相続による申請の場合は、被相続人と相続人 の関係がわかるもの(戸籍等) ・賦課期日後に資産を取得された方は、登記事 項証明書等の所有権移転を証する書類	300円
	完納		
	土地現況 家屋現況 家屋滅失 住宅用家屋 その他	本人確認書類(注) ※その他必要書類等の提出をお願いすること もありますので、詳しくはお問い合わせください。	300円
無料交付	固定資産評価額通知 所在（法人） 軽自動車税納税（車検用）	本人確認書類(注) ※固定資産評価額通知については、法務局から の通知依頼書が必要です。	無料
申告用諸証明	公課 国民健康保険税納付額確認書 介護保険料納付額確認書 後期高齢者医療保険料納 付額確認書	・本人確認書類(注) ・代理申請の場合は、委任状(市内在住で同居 同世帯の親族の場合は、必要ありません。) ・相続による申請の場合は、被相続人と相続人 の関係がわかるもの(戸籍等)	無料

(注)本人確認書類とは（一つで可能な物）マイナンバーカード、運転免許証、旅券（パスポート）等

（二つの組合せで可能な物）各種健康保険被保険者証、診察券等

8 Q & A

●市民税関係●

Q1. 令和6年1月3日にA市から下妻市に転入しました。令和6年度の市民税・県民税はどちらの市で課税されますか？

A1. 市民税・県民税の課税対象となるか否かは、毎年の1月1日（賦課期日）現在の状況により判断されます。あなたの場合は、令和6年1月1日現在の住所はA市にあるので、令和6年度の市民税・県民税はA市で課税されます。なお、令和6年1月2日以降に下妻市から他市町村へ転出した場合、令和6年度は下妻市が課税することになります。

※住所の判定

原則として住民基本台帳によりますが、台帳に登録されていなくても賦課期日現在に居住している場合は、その市町村から課税されます。

●軽自動車税関係●

Q1. 軽自動車を令和6年4月2日に廃車したのですが、令和6年度の軽自動車税は支払わなければなりませんか？

A1. 軽自動車税は、その年の4月1日現在の所有者に課税されますので、納付願います。

Q2. 軽自動車を令和6年4月1日に廃車したのですが、令和6年度の軽自動車税は支払わなければなりませんか？

A2. 軽自動車税は、その年の4月1日現在の所有者に課税されますが、4月1日に所有者でなくなるため課税されません。なお、自動車税は月割となります。詳しくは県税事務所にお問い合わせください。

●固定資産税関係●

Q1. 固定資産税とは、どのような税金ですか？

A1. 固定資産税は、毎年1月1日現在に土地・家屋・償却資産を所有している個人または法人等が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。税額は、その固定資産の課税標準額に1.4%の税率をかけたものになります。

Q2. 固定資産税が、課税されない場合があると聞いたのですが？

A2. 下妻市内で同一人が所有する土地・家屋・償却資産の課税標準額のそれぞれの合計額が、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円に満たない場合は、免税点未満のため、課税されません。

●証明関係●

Q1. 証明書交付の際、窓口で必要なものは何ですか？

A1. ①個人の証明書（下妻市に住民登録されている人）

ア 本人が申請する場合

・本人確認書類

イ 同一世帯の親族の方が本人に代わって申請する場合

・窓口に来た方の本人確認書類

※同一の住所であっても、住民票上の世帯が別世帯となっている親族の方が本人に代わって申請する場合については、次のウに該当し、委任状が必要となります。

ウ 上記ア・イ以外の方が本人に代わって申請する場合

・代理人（窓口に来た方）の本人確認書類

・委任状

②個人の証明書（下妻市に住民登録されていない人）

ア 本人が申請する場合

・本人確認書類

イ 代理人が本人に代わって申請する場合

・代理人（窓口に来た方）の本人確認書類

・委任状

③法人の証明書

ア 代表者本人が申請する場合

・本人確認書類

・代表者印（所在証明書を申請される場合は不要）

イ 代理人が代表者本人に代わって申請する場合

・代理人（窓口に来た方）の本人確認書類

・代表者印の押印がある委任状（所在証明書を申請される場合は不要）

※本人確認書類とは、

（一つで可能な物）マイナンバーカード、運転免許証、旅券（パスポート）等

（二つの組合せで可能な物）各種健康保険被保険者証、預金通帳等

9 お問合わせ先

名称等	内容	電話番号	所在地
下妻市役所税務課 市民税係	市民税・軽自動車税に関すること 税証明に関すること	0296-43-8192	
下妻市役所税務課 固定資産税係	固定資産税に関すること	0296-43-8193	下妻市本城町 3-13
下妻市役所収納課 収納係	税金の納付に関すること	0296-43-8274	

参考

「広報しもつま令和6年度予算特集号」で、みなさんに納めていただいた税金等の使い道について詳しく説明しています。





令和6年度
下妻市
市税ガイドブック

発行 下妻市
お問合せ 市民部税務課
電話 0296-43-2111